【Q&A】「単品スライド」の運用について

- Q. 実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合はどのような場合か?
- A. 一例として、受注者が購入した相手先を含めて3者以上からの見積りを提出し、適当な価格であることを示す場合があげられます。
- Q. 主要な工事材料のうち、「その他工事材料」にはどのようなものがあるか?
- A. 明確な定めはありませんが、コンクリート類、アスファルト類、石材類、木材類、合成樹脂類等があげられます。具体的には、受発注者間の協議に基づいて判断することとなります。
- 0. 減額変更スライドとはどのようなものか。
- A. 資材価格の急落により、請負代金額が著しく変動する場合に、<u>発注者が受注者に</u> <u>減額変更の請求を行う</u>ものです。増額変更スライドと同様に、全ての主要工事材料が 対象となります。

主要資材価格の変動額を算定し、請負代金額の1%以上変動のある工事が対象となり、1%を超える部分が請負代金額から減額されることとなります。

この場合、請負代金額の1%が発注者負担割合となります。